

る。

現在無医地区を含め約二〇〇以上の無医村については、昭和三十五年を目標として速かに解消を図る必要がある。このため来年度においては、従来行われて来た対策が必ずしも十分な成果を挙げていない事実を反省し、無医地区における医療機関の整備については、設備費に対する助成を図ることのみを以てしては不十分であり、当然予想される運営費の赤字について大巾な国庫補助がなされるべきものと考える。もとより総花的な補助を行うことは排されるべきであり、重点的な配分方式により無医地区を一つずつ着実に解消して行くことを特に要望したい。

第三に結核対策の強化である。

来年度は特に保健所の整備強化健康診断の徹底等予防対策に重点を置いた予算を編成すべきことを希望したい。先ず保健所の設備、人員について強化充実を図り、特に医師の充足により健康診断等の

徹底を期することとし、できるだけの財政措置を講ずることが望ましい。

次に医療費に対する現行公費負担制度については、これが積極的活用を図るため、地方に対する強力な行政指導を行い実施体制の整備を図り、さらにこれが実効を確保するに足る財政負担を行うことを特に強く希望したい。

## 首都圏整備基本計画

### 審議会、整備委員長に答申

首都圏整備審議会は八月三十一日首相官邸で、第三回総会をひらき、前回から持ちこしとなつていた基本計画案を検討した結果、原案を一部字句修正のうえ正式に決定、直ちに首都圏整備委員長あて答申した。同審議会は今後引きつづき第四回の整備計画案および事業計画案の検討を開始する予定で

ある。基本計画案次のとおり。  
一、計画期間 基本計画は昭和五十年を目途として策定する。

二、首都圏の地域形態およびその整備方針

首都圏を既成市街地、近郊地帯およびその周辺の地域の三地域に分けるものとする。

(1) 既成市街地

東京都区部（三鷹、武蔵野両市を含む）においては、その必要な区域について人口増加の原因となる大規模な工場、大学等の新設または増設を制限することとし、とくに首都への指向性がいちじるしく強く、分散困難な産業および人口に限りその増加を考慮するものとする。これにもない人口密度および土地利用形態を適正ならしめるため、都心機能の分散、建築物の高層化、宅地の高度利用、オープン・スペースの確保をはかり、交通施設をはじめ公共施設を整備するものとする。

(2) 近郊地帯

なお、東京港については、横浜港および川崎港との有機的連携を考慮して、その整備を推進するものとする。横浜市、川崎市および川口市については、既成の市街地の整備をはかるほか、とくに工業地の新規造成をはかるなど、工業立地条件を総合的に整備するものとする。なお、横浜市については、横浜港の国際貿易港としての性格を生かし、その商業的都市としての振興もはかるものとする。

既成市街地の無秩序な膨脹発展を抑制し、その健全な発展をはかるため、外周に緑地地帯を設定する必要がある区域を近郊地帯として定める。

この地帯に対しては、景勝地風致地区その他の自然環境を保全し、既成市街地に不足する公園緑地を補充するとともに、空地を十分に有する公共施設用地を確保して、既成市街地および

市街地開発区域の共同の利用に供することとし、さらに優良農地を保全して、既成市街地への生鮮食糧品の供給を確保することををはかるものとする。

また、本地域の性格にかんがみ、大規模な集団住宅は原則として建設しないものとする。なお、本地帯における農地の改良ならびに営農の振興をはかるため、適切な対策を講ずるものとする。

### (3) 周辺の地域

既成市街地の周辺の地域内において、既成市街地へ流入しまたは既成市街地より分散する人口および産業等を吸収し、その定着化をはかるため、適当な間隔に既成都市を核として市街地開発区域を指定し、その育成をはかる。市街地開発区域の開発にあたっては、工業立地条件および住宅等を総合的に整備し、原則として工業都市として発展せしめるものとする。なお、市

街地開発区域外の区域においても、その市街地開発区域に必要な交通施設の整備、水資源の利用等をはかるものとする。

(4) 東京都区部を除く既成市街地および市街地開発区域における工業開発の方針

1 臨海地帯においては、その特性に適應する産業、たとえば第一次金属製造業、輸送機械製造業、石油精製業、化学工業等の基礎的な重化学工業の立地を促進するよう立地条件を整備する。

2 内陸地帯においては、その特性を考慮し、各地域に適合した工業たとえば、機械器具製造業、金属製品製造業、紡織業、食糧品製造工業、木工品製造業、原子力工業等の立地を促進するよう立地条件を整備する。

### 三、首都圏の人口規模とその地域的配分

(1) 昭和五十年における総人口

昭和五十年における首都圏の総人口は二千六百六十万人と想定する。

### (2) 地域的配分

既成市街地の適正収容人口は一千六十六万人、既成市街地外の人口は一千五百万人と想定する。なお、既成市街地のうち東京都区部（三鷹市、武蔵野市を含む）八百八十五万人、横浜市百七十万人、川崎市九十万人、川口市十五万人とする。

(3) 市街地開発区域における要収人口量

農村における過剰労働力の存在等の事情を考慮し、自然の推移のままにまかすものとする。昭和五十年における既成市街地外の人口収容力は一千二百三十万人と推計される。既成市街地の適正収容人口については一千六十六万人として計画するから、両者合計二千三百九十九万人となり、昭和五十年における首都圏人口二千六百六十万人と

の間に、二百七十万人の差が生ずる。よつて、これを市街地開発区域において吸収するよう措置するものとする。

この二百七十万人の人口のうち、要就業人口は約四〇％に当る百万人とする。なお、要吸収人口二百七十万人を時期的に分割すれば、前期十一年において百万人を吸収するものとして計画する。

